明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府二二）　一
○保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令（同二三）　五
〔府令・省令〕
○認可特定保険業者等に関する命令（内閣府・総務・法務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　五
〔告　示〕
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一一二～一一九）　元
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人統計センター、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認関係
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　六三
会社その他
会社決算公告　六五

府令

○内閣府令第二十二号

保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）を実施するため、金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年五月十三日

内閣総理大臣　菅　直人

金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一項第三号中「並びに中小企業等協同組合法」を「、中小企業等協同組合法」に改め、「第六十九条の四第一項及び第二項」の下に「並びに保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第三十三条の三」を加える。

附　則

この府令は、保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）の施行の日から施行する。

○内閣府令第二十三号

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）の施行に伴い、及び同法を実施するため、保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年五月十三日

内閣総理大臣　菅　直人

保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令

保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成十八年内閣府令第九号）の一部を次のように改正する。

附則第四条から第七条までを次のように改める。

第四条から第七条まで　削除

附則第八条中「特定保険業者」の下に「（保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）による改正前の改正法附則第二条第三項に規定する特定保険業者をいう。附則第三十五条第一項において同じ。）」を加える。

附則第九条から第二十四条までを次のように改める。

第九条から第二十四条まで　削除

附則第二十六条第一項中「改正令」を「保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号。以下「改正令」という。）」に改め、同条第二項第二号中「令」を「保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号。附則第三十八条第一項において「令」という。）」に改める。

附則第二十七条第一項中「、「持株数の割合」とあるのは「出資の額又は基金拠出額の割合」と」を「、「持株数」とあるのは「出資の額又は基金拠出額」と」に、「）の総数」を「）の総額）」に、「基金等変動計算書」を「基金等変動計算書）」に改める。

附則第二十九条中「「移転会社」を「移転会社」に改める。

附則第三十九条第一項中「外国保険会社等をいう」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「外国保険業者をいう」を「外国保険業者をいい、外国保険会社等を除く」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）の施行の日から施行する。